

令和7年第3回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和7年9月29日

令和7年第3回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「東海村発足70周年記念事業」についてでございます。

去る7月5日・6日の2日間、東海文化センターを主な会場に、“前日祭”及び“記念式典”を開催いたしました。

“前日祭”では、本村出身のオーボエ奏者である^{あらき}荒木^{かなみ}奏美さんを中心とした5名のアーティストを迎え、プロジェクションマッピングの演出を加えたクラシックコンサートを開催し、多くの来場者から好評をいただきました。

また、翌日の式典では、その運営やアトラクションにおきまして、東海中・東海南中両校の生徒会役員や、“劇団とみかる”“東海村少年少女合唱団”“東海村わかもの会議”といった、多くの子ども・若者^{わかもの}に参画いただいたこともあり、未来に向けてのメッセージを託した式典とすることができました。

なお、両日とも、「ふれあいの森公園」では、“ラフェット・

デラブル”によるマルシェのほか、屋外ステージでのバンド演奏，ダンスイベントなどが行われ，式典に花を添える賑わいを見せてくれました。

さらに，8月10日には，「第47回東海まつり花火大会」が「久慈川河川敷運動場」で開催され，70周年に^{ちな}因んだ7,000発の花火が夜空を彩り，大盛況のうちに終わることができました。

そして，来月25日には，東海まつりのイベントが「駅東大通り」で予定されております。今年は，暑さ対策の観点から，この時期の開催とし，そのテーマに「^{らくしょう}楽笑～未来の笑顔のために～」を掲げ，“ハロウィーンと融合した新しいまつり”としたいとのことで，実行委員会の皆様も頑張っておられますので，大いに期待しているところでございます。

いよいよ，70周年記念のメインイヤーも“折り返し”となります。これまでの記念事業やイベントに御協力いただいた皆様に，あらためて感謝を申し上げますとともに，引き続き，議員をはじめ，関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら，多くの村民の皆様の記憶に残り，未来につながる事業となるよう，しっかりと取り組んでまいります。

次に，「常磐大学・常磐短期大学との相互連携・協力に関する包括協定の締結」についてでございます。

本村ではこれまで、茨城大学のほか、茨城キリスト教大学、東海高校と連携協定を締結し、“魅力発信授業”やゼミ学生のフィールドワークなど連携した事業を展開してまいりましたが、今般、新たに常磐大学及び常磐短期大学との包括協定を締結いたしました。

7月3日の締結式は、多くの学生が見守る常磐大学キャンパス内で執り行い、式典の後には、200名の学生を対象とした特別講演を実施いたしました。両大学には、本村から通学する学生も多く在籍し、講演後の質疑も積極的で、学生の“熱量”を肌で感じたところでございます。今後は、大学の持つ強みと、^{わかもの}若者が活躍するフィールドとしての村の施策を連動させながら、具体的な取り組みを進めてまいります。

また、11月16日には、本村を会場として、「NPO法人わかもののまち」が主催する「わかもののまちサミット^{にいぜろにいご}2025」が開催されます。

本村では現在、“わかもの会議”や“高校生まちづくりスクール”などの“若い世代との接点づくり”，オンラインプラットフォームによる“こどもの率直な意見を聴く仕組みづくり”，住民理解促進のための公開講座など、新たな施策を育てている段階ですが、これら協定締結に加え、サミット開催を契機に、さらに機運が高まるものと期待しているところであります。

引き続き，“地域総ぐるみ”で子どもの育ちを応援できるよう、必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第12号 寄附の受入れにつきましては、梶原^{かじわら} 博^{ひろし}氏から、博物館資料として保存活用するため、鉦^{なた}1本の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第13号及び報告第14号 専決処分の報告につきましては、村道を走行中の車両に発生した物損事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、報告第13号が16万4,287円、報告第14号が4,992円でございます。

報告第15号及び報告第16号 令和6年度健全化判断比率の報告及び令和6年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1

項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第17号 令和6年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告につきましては、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和6年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、別紙報告書のとおりでございます。

以上で行政報告といたします。